

建設機械等レンタル約款

本約款は、借借人を甲（以下「甲」という。）、貸貸人である株式会社技研製作所を乙（以下「乙」という。）、借借人の連帯保証人を丙（以下「丙」という。）として、甲乙間の建設機械等（以下「物件」という。）の動産賃貸借契約（以下「レンタル契約」という。）に適用する。

第1条 レンタル契約の適用範囲

本約款の各条項は、本約款に基づき甲乙間で締結するレンタル契約について、これを適用する。ただし、レンタル契約に本約款と異なる取り決めをした場合は、レンタル契約が優先する。

- 2 甲は、乙の書面（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）による事前の承諾を得た場合に限り、物件を第三者（以下「転借人」という。）に転貸することができる。この場合、甲は、転借人に対し、レンタル契約により甲が乙に対して負うと同様の義務を課すものとし、その履行に関し一切の責任を負う。
- 3 甲が転借人との間で締結する契約その他一切の合意について、乙は一切の責任を負わない。

第2条 レンタル契約の成立

甲は、物件の数量、レンタル期間および物件名等の必要な事項を記載した乙の指定するレンタル申込書を乙に提出し、乙が甲に受諾の意思を通知した時点で、甲乙間で本約款を内容とするレンタル契約が成立する。

第3条 レンタル期間

レンタル期間は、原則として物件を甲の指定した場所へ入荷した日（以下「レンタル開始日」という。）より、乙の指定した場所へ出荷した日（以下「レンタル終了日」という。）迄とする。

- 2 甲は、レンタル期間短縮や延長等期間の変更が必要となった場合、第15条に規定する条件に従い、変更となるレンタル開始日またはレンタル終了日について乙にすみやかに通知し、乙の承諾を得るものとする。なお、当該通知により変更を保証するものではなく、変更できない場合もあることを、甲は予め承諾する。
- 3 甲が虚偽の内容を乙に通知した場合、または通知を行わなかった場合、甲は乙に対し、乙が別途提示する違約金を支払わなければならない。

第4条 レンタル料金

レンタル料金は、原則として、前条に定めるレンタル期間のうち、非課金対象日を除いた日数に対して課金するものとする。当該レンタル期間中は、物件を使用しない期間または使用できない期間がある場合においても、事由の如何を問わず、甲は乙に対し、当該期間のレンタル料金を支払わなければならない。

- 2 前項で定める非課金対象日は次のとおりとする。

①日曜日

②乙が別途設ける条件を満たす対象日

ただし、乙が第22条所定の情報を用いて、物件の稼働が確認された場合には上記非課金対象日から除外するものとする。

- 3 レンタル期間が非課金対象日のみで構成される場合は、レンタル期間を1日とみなす。

- 4 甲が昼夜通して物件を使用する場合、当該使用期間のレンタル料金は、乙が別途提示する通常単価に1.5を乗じた金額とする。
- 5 乙は、原則として毎月甲に対し請求書を発行し、甲は、請求書に基づき別途甲乙間で合意した支払条件に従いレンタル料金を乙に支払わなければならない。
- 6 甲が前項の金銭債務の履行を遅延した場合は、甲は乙に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第5条 基本料

甲は、物件の引渡し時に、現場においてすみやかにかつ安全に使用できる状態にするため、乙が行う点検およびそれに付随する作業の費用として、別途提示する基本料を乙に支払う。

第6条 補償オプション

甲は、乙が別途提示する補償オプションに任意で加入することができる。この場合、甲は乙に対しオプション料を支払うものとする。

第7条 保証金

乙は、本約款に基づく甲の債務履行を担保するため、甲に対し保証金を要求することができるものとする。甲は、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を乙に預託する。なお、この保証金には利息を付さない。

- 2 乙は、本約款に基づく甲の債務について、いつでも保証金をもって充当することができるものとする。

第8条 物件の引渡しと免責

乙の物件引渡しは、原則として乙の指定場所で、乙の営業時間内（祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時）に、甲に対して行う。なお、甲は、物件の引渡しを受けると同時に、乙に受領書を交付しなければならない。

- 2 甲は、前項の物件の受領および受領書の交付業務を、甲の代理人、または運送受託人（以下「委託先」という。）に委託することができる。この場合、甲は、委託先に対し、前項の義務を課すものとし、その行為について一切の責任を負う。
- 3 物件の搬出入・運送・積み下ろし等にもなう費用および事故等の危険については、乙の手配による場合を含め甲の負担とする。
- 4 物件引渡日に甲が実際に物件を引き取らないときは、乙はレンタル契約を解除できる。乙がレンタル契約を解除した場合、甲は、第16条第2項に規定する取消手数料を乙に支払わなければならない。また、レンタル契約を解除しない場合においても、甲は、乙の搬出準備に要した費用等甲の引取遅延により乙に生じた損害の一切を賠償する責を負う。
- 5 乙は、乙の責に帰さない事由により、物件の引渡しが遅滞、あるいは引渡しが不能となった場合、その責任を負わないものとする。
- 6 乙は、物件のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、レンタル契約における当該物件のレンタル料相当額を上限とし、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。
- 7 乙は、理由の如何にかかわらず物件の不具合等に起因した甲または第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害（工事の遅れ、手待ち、得べかりし利益、逸失利益、機会損失等）については、その責任を負わないものとする。

第9条 物件の検収

甲は、物件受領後、ただちに乙の発行する出荷案内状、あるいは納品書（チェックリストを含む。）ならびに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき検収をし、物件の規格・仕様・性能・機能・数量等に関するレンタル契約との不適合（以下「契約不適合」という。）がないことを確認しなければならない。

- 2 前項の検収において、甲が物件の契約不適合を発見した場合には、ただちに乙に連絡しなければならない。乙は、甲から連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに当該物件を修理するか、または代替の物件に交換する。
- 3 前項に定める連絡がなかった場合は、物件は検収に合格し、契約不適合なく甲に引き渡されたものとする。

第10条 物件の保守管理および使用

甲は、物件を、善良なる管理者の注意をもって保管し、当該国の関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常な状態に維持管理して使用しなければならない。なお、その為の費用は特約のない限り甲が負担する。

- 2 乙は、物件の貸出前出庫時点検、年次点検、定期点検そのほか法令に定められた点検整備を行わなければならない。
- 3 甲は、乙の発行する点検表に基づき、物件の日常点検を甲の責任と負担でこれを行わなければならない。この日常点検の実施記録を保存しなければならない。また、乙はいつでも甲に当該実施記録の報告を求めることができ、かかる要請が乙からあった場合、甲はすみやかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、物件の使用中に不具合等が発見した場合はすみやかに乙または乙の指定する者に報告し、指示に従い保全措置を講じなければならない。
- 5 一定期間以上の長期レンタルの場合、レンタル期間中一時的に物件を使用しない期間が発生する場合、甲の申し出により甲の負担にて乙または乙の指定した者が物件を保管することができる。
- 6 甲は、物件の操作について、法令等で定められた資格を有する者がおこない、乙の発行する取扱説明書に従うとともに、法令、物件を使用する現場での規定および安全対策を遵守しなければならない。

第11条 物件の検査

乙は、甲の物件の使用場所において、甲に対しいつでも当該物件の使用ならびに保管の状況を検査および是正を指示することができる。

第12条 損害補償

物件が故障・毀損・滅失した場合または盗難にあった場合の損害は甲の負担とし、甲は、乙に生じる一切の損害について賠償しなければならない。ただし、故障等が乙の責に帰すべき事由が原因であることを甲が立証した場合または警察等公的機関が乙の責を認定、あるいは指摘した場合は除く。

- 2 甲の物件の保管または使用に関連して第三者に対し、人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任においてすみやかに当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。乙はその責任を負わないものとする。

第13条 禁止事項

甲は、物件を第三者に譲渡しまたは担保に供する等、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。

2 甲は、事前に乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

①物件を、他の動産または不動産に付着させること、また既に物件に付着しているものを取り外すこと。

②物件の改造、あるいは性能・機能等原状を変更すること。

③物件を、本来の用途以外に使用すること。

④レンタル申込みに基づく賃借権を、他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。

⑤物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。

⑥物件に表示された所有者の表示や標識を抹消、または取り外すこと。

⑦物件を、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等の環境下で使用すること。

⑧本約款に基づく自己の債務を、乙に対する債権をもって相殺すること。

3 甲が、前項第7号に定める行為を行い、汚染された物件が返還された結果、乙または第三者に対し、人的・物的な損害が発生した場合は、乙、当該第三者またはその両方に生じる一切の損害について賠償しなければならない。

第14条 通知義務

甲、乙、および丙は次の各号のいずれかに該当した場合には、すみやかにその旨を相手方に通知しなければならない。ただし、乙が必要と認めたときは書面での通知を求めることがある。

①物件について盗難・滅失、あるいは毀損等が生じたとき。

②住所、代表者、商号、資本構成その他取引上の重要な変更が生じたとき。

③支払条件および支払方法を変更したとき。

④物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき。

第15条 レンタル契約の変更

レンタル契約成立後、甲がやむを得ない事由によりレンタル期間の変更を希望する場合は、以下各号の条件に則り、乙に通知しなければならない。ただし、乙の事情により受付できない場合があることを甲は予め承諾する。

①レンタル開始日の変更を希望する場合は、乙の出荷予定日の3営業日前迄に、乙に通知すること。

②レンタル終了日の変更を希望する場合は、乙への入荷予定日の3営業日前迄に、乙に通知すること。

第16条 レンタル契約の取消

レンタル契約成立後、甲都合によるレンタル契約の取消は原則として認めないものとする。

2 甲は、前項の定め反してレンタル契約の取消を乙宛に求めた場合には、乙が別途提示する取消手数料の支払および乙に発生した損害の賠償をすることによって、その請求を実現することができる。

第17条 物件の返還

- 甲は、レンタル申込書記載の返却日、または第18条第1項により乙から物件返還の請求があった時はただちに物件を、引渡し時点の原状有姿で乙の指定場所へ返還しなければならない。
- 2 返還に伴う運送費、その物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。
 - 3 物件の返還は、原則として甲乙双方立会の上、行うこととする。ただし、甲が立会うことができない場合は、乙の検収をもって有効とする。
 - 4 甲は、物件返還前に乙指定の事項に基づいて物件に毀損、汚損および備品の欠品がないことを確認し、物件返還時に乙に報告しなければならない。物件に不具合または欠品がある場合はそれが乙の責に帰す場合を除き、甲がその費用を支払う。
 - 5 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権ならびに同時履行抗弁権を行使しない。
 - 6 甲が乙に対して、物件の返還を遅延した時は、返還日までのレンタル料相当額に遅延損害金を付加した金額を乙に対し支払わなければならない。

第18条 レンタル取引解除

- 甲または乙が、下記の各号の一に該当した場合、その相手方はレンタル契約を解除することができる。この場合乙はただちに物件を引取るものとし、その引取りに要する費用は責のある当事者が負担するとともに、乙の引取に対して甲は乙に協力しなければならない。
- ①本約款の条項のいずれかに違反したとき。
 - ②甲が、レンタル料金の支払を1回でも遅延したとき。
 - ③甲の経営が悪化し、営業の継続が困難であると乙が認めたとき。
 - ④小切手または手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払を停止したとき。
 - ⑤甲が、物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、または法令その他乙が定めた使用方法に違反したとき。
 - ⑥相手方に重大な損害または危害をおよぼしたとき。
 - ⑦監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - ⑧甲または乙が、自己の財産について、仮差押、仮処分、差押、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、もしくは破産、民事再生手続、会社更生手続開始の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき、支払停止、支払不能（電子記録債権につき、不渡りと同等の事態となったとき、または取引停止処分と同等の処分を受けたときを含む。）等の事由が生じたとき、特定認証ADR手続に基づく事業再生手続の利用申請その他これに類する私的整理手続の申請をし、もしくはこれらに基づく一時停止の通知をしたとき等契約の履行に関して重大な疑義が生ずる一定の事由があったとき。
 - ⑨解散の決議をしたとき。
 - ⑩災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。
 - ⑪物件が盗難にあった場合、または物件が滅失・毀損し使用不能となったとき。
- 2 前項により乙がレンタル契約を解除した場合、甲は、乙に対し負担する一切の債務につき期限の利益を喪失するものとし、債務のすべてをただちに乙に弁済しなければならない。ただし、前項第10号または前項第11号において甲の責に帰する事ができない事由により物件が滅失・毀損し使用不能となった場合はこの限りではない。

第19条 秘密の保持

- 甲は、レンタル契約の履行にともない、乙の機械や経営について知り得た情報・知識・技術および乙の営業上の秘密の一切を、レンタル期間終了後といえども他に漏らしてはならない。また、甲の使用人等にこれらの秘密を漏らさないようにさせなければならない。
- 2 乙は、レンタル契約の履行にともない、工事について知り得た甲の情報・工法その他営業上の秘密の一切を、レンタル期間終了後といえども他に漏らしてはならない。ただし、乙がレンタル契約の業務を行う目的で必要最小限の範囲の自己の役員、従業員および関係者（以下総称して「役職員等」という。）に当該情報を取り扱わせることができる。この場合、乙は役職員等に自己が負うと同等の秘密保持義務を負わせるものとし、当該情報を第三者に漏らさないように継続的に管理しなければならない。

第20条 連帯保証人

甲は、乙が必要とする場合には丙を連帯保証人としてつけなければならない。なお、丙は甲と連帯して、甲が負担する一切の義務の履行を保証する。

第21条 ソフトウェアの使用許諾

甲は、物件の全部、または一部を構成するソフトウェア製品に関し、第三者への譲渡、使用権設定、複製または改変等の行為を行うことはできない。

第22条 GPS機能・IoTデータの取得と使用

甲は、物件に全地球測位システム（GPS機能）が搭載されている場合、乙所定のシステムに物件の現在位置・通行経路等が記録されること、また Internet of Things 技術を利用して物件の使用状況に関するデータを取得すること、および乙が当該記録情報を下記の各号に定める場合に利用することに同意するものとする。

- ①物件の場所・使用状況等を確認する必要があると乙が判断したとき。
- ②物件の管理ならびに、事故、盗難、不返還時の対応に利用するとき。
- ③乙のサービス品質向上の為、また顧客満足向上の為のマーケティング分析に利用するとき。
- ④法令や政府機関等により情報の開示を要求されたとき。

第23条 反社会的勢力の排除

甲は、レンタル契約の締結日において、自らおよびそれぞれの役員（役員、従業員、またはこれらに準ずる者を含む。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係をすること。
- ②暴力団が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力の威力を利用して認められる関係を有すること。
- ④反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等の関与をしていると

認められる関係を有すること。

⑤その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

①暴力的な要求行為。

②法的な責任を超えた不当な要求行為。

③脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。

⑤その他前各号の一に準ずる行為。

3 甲が、反社会的勢力もしくは第1項各号の一に該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、何らの催告を要せず通知のみで、ただちにレンタル契約を解除することができ、解除に伴う措置については第18条を適用する。

4 前項の定めにより、乙がレンタル契約を解除した場合、甲は、当該解除により生じる損害に対して一切の請求を行わないものとし、乙に生じる一切の損害について賠償しなければならない。

第24条 補則

本約款に定めのない事項については、甲乙丙が誠意をもって協議し処理解決しなければならない。

2 本約款およびレンタル料金は予告なしに改訂することがある。

3 乙は、前項の改訂を行った場合、遅滞なく甲および丙にその旨を通知しなければならない。

第25条 管轄裁判所

甲、乙、および丙は、本約款に関するすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(ver9.0-2025/09/01)